

徳島市地域防災計画 新旧対照表(R8.3修正)

該当箇所	新	旧
【本編】P32 第1編 第2節 第1	風水害には、洪水害・ 浸水害 、高潮災害、土砂災害、風害などがあるが、	風水害には、洪水害、高潮災害、土砂災害、風害などがあるが、
【本編】P37 第1編 第6章 第2節 第3	過去に発生した豪雨、台風による災害状況や近年発生した局所的集中豪雨の事例を考慮し、本市域で発生する災害想定としては、洪水害・ 浸水害 、土砂災害(急傾斜地、土石流、地すべり)を対象とし、以下に示す水害や土砂災害の危険箇所等への対応を検討する。 1 洪水害・ 浸水害 (1) 洪水害 国土交通省及び徳島県では、水防法第14条の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、浸水想定区域図を策定している。 (2) 浸水害 徳島県及び徳島市では、水防法第14条の2の規定に基づき、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、雨水出水浸水想定区域図を策定している。	過去に発生した豪雨、台風による災害状況や近年発生した局所的集中豪雨の事例を考慮し、本市域で発生する災害想定としては、洪水害、土砂災害(急傾斜地、土石流、地すべり)を対象とし、以下に示す水害や土砂災害の危険箇所等への対応を検討する。 1 洪水害 国土交通省及び徳島県では、水防法第14条の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、浸水想定区域図を策定している。
【本編】P98 第3編 第2章 第5節 第11	浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、当該施設の利用者の 雨水出水 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の現況を把握し、施設管理者が適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。	浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の現況を把握し、施設管理者が適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。
【本編】P99 第3編 第2章 第5節 第12	第12 雨水出水 ・洪水時における避難対策等の普及啓発 雨水出水・洪水時は、市民に対して各種の情報が伝達されるが、市民の避難行動に直結するには、市民自ら自宅の浸水する深さなど、 雨水出水 ・洪水の危険性を認識することが大切である。 また、安全に避難するには、住居、勤務先及びその周辺の 雨水出水 ・洪水時の状況や避難場所等を正確に把握しておく必要があることから、 浸水想定区域図 や ハザードマップ 等を活用して、 雨水出水 ・洪水時の知識や心得などの普及啓発に努める。	第12 洪水時における避難対策等の普及啓発 洪水時は、市民に対して各種の情報が伝達されるが、市民の避難行動に直結するには、市民自ら自宅の浸水する深さなど、洪水の危険性を認識することが大切である。 また、安全に避難するには、住居、勤務先及びその周辺の洪水時の状況や避難場所等を正確に把握しておく必要があることから、必要な事項を記載した印刷物である洪水・高潮ハザードマップ(令和3年3月作成予定)等を活用して、洪水時の知識や心得などの普及啓発に努める。
【本編】P222 第6編 第2章 第3節 1-(2)-イ(ア)	徳島河川国道事務所 吉野川下流出張所 吉野川上流出張所 旧吉野川出張所	徳島河川国道事務所 吉野川鴨島出張所 吉野川上板出張所 吉野川貞光出張所 吉野川美馬出張所 旧吉野川出張所
【本編】P340 第8編 第6章 第1節 第5 3-(2)	洪水又は高潮の 氾濫 県知事又はその命を受けた職員、水防管理者 洪水又は高潮の 氾濫 により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。(水防法第29条)	洪水又は高潮の はん濫 県知事又はその命を受けた職員、水防管理者 洪水又は高潮の はん濫 により著しい危険が切迫していると認められるとき、避難のための指示をすることができる。(水防法第29条)